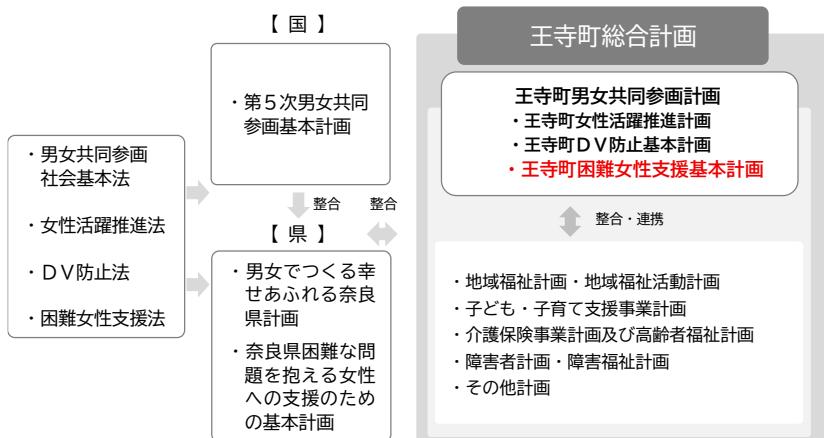


# 困難な問題を抱える女性への支援に係る男女共同参画計画改定【概要】

## 1 王寺町男女共同参画計画改定の背景と趣旨

近年、社会経済状況が急激に変化している中、貧困やDVといった困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。こうした中、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、市町村には基本計画の策定等が努力義務とされました。

これを踏まえ本年、女性の福祉の増進の視点から、個々の状況に応じた最適な支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、王寺町男女共同参画計画（以下「計画」という。）の中に、「困難女性支援法」に規定する市町村計画の内容を盛り込み、両方を兼ねた計画として改定しました。



### 【困難女性支援法の概要】

#### ●目的・基本理念（第1条、第3条）

→「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

#### ●国・地方公共団体の責務（第4条）

・困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

#### ●市町村基本計画の策定（第8条第3項）

#### ●女性相談支援員の配置（第11条第2項）

#### ●支援調整会議の設置（第15条）

### 【なぜ女性だけが対象となるのか】

- 日常生活や社会活動を送る上で、性別に起因する特有の困難に直面する可能性が高いため。

### 【女性が困難に陥りやすい理由】

- 性暴力や性的搾取の被害を受けるリスクが高く、さらに予期せぬ妊娠など、女性特有の問題を抱える場合があるため。
- 経済的な困窮や不安定な雇用環境に陥りやすく、また孤立しやすい状況に置かれるおそれがあるため。

## 2 困難女性支援法における市町村の役割

下記の2点が、努力義務として役割が求められています。

○国の定める基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して基本的な計画を定めること（第8条第3項）

○女性相談支援員（困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員）を置くこと（第11条第2項）

### 3 奈良県の動き

「困難女性支援法」に基づき、県・市町村及び民間団体等が相互に連携・協力を図り、この支援対象となる女性に対する支援をより一層推進することを目的として、令和6年4月に「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

#### 【奈良県における困難な問題を抱える女性に関する課題】

- ・幅広く相談できる窓口の設置やその周知、相談支援を行う窓口から必要な支援に速やかに結び付けることが必要。
- ・来所や電話だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援やその手法の周知、相談につながりにくい若年女性を含めた幅広い年齢層の対象者の早期発見に努めることが必要。
- ・最も身近な相談先として、市町村の相談窓口の設置促進及びその周知が必要。また、女性相談窓口の相談員（女性相談支援員）の資質向上が必要。
- ・県、市町村、民間団体等がそれぞれの強みを生かした支援を行うことができるよう、緊密な連携体制の構築が必要。

#### 【奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画 概要】

##### ●基本方針

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築し、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施する。

##### ●困難な問題を抱える女性への支援の内容

- ・アウトリーチ（※）等による早期の把握
- ・居場所の提供
- ・相談支援
- ・一時保護
- ・被害回復支援
- ・生活の場を共にすることによる支援
- ・同伴児童への支援
- ・自立支援
- ・アフターケア

※ 支援を必要としているにもかかわらず自ら助けを求められない人々に対し、専門家や関係機関が積極的に働きかけ、必要なサービスや情報を提供する活動

### 4 計画の改定体制

計画の改定にあたっては、困難な問題として想定される状況が多様であることから、個別具体的なケースを網羅的に把握するため、困難な問題を抱える女性支援の総合窓口である王寺町こども家庭センター（王寺町女性ミライサポート）をはじめ、王寺町民生委員・児童委員や心配ごと相談室など、困難な問題を抱える女性と実際に関わる窓口への聴き取り等を行い、また、王寺町男女共同参画計画等策定委員会の意見、パブリックコメントなどを踏まえて、作成をしています。

### 5 計画改定の基本方針

困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を受けることができる体制を構築し、困難な問題を抱える女性を早期に把握し、県、民間団体等と連携した重層的な支援を実施していきます。

## 困難な問題を抱える女性への支援施策の位置づけ

「困難な問題を抱える女性への支援」については、「基本目標4 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり」に重点施策として位置づけました。

[ 全体の目標 ]

[ 基本目標 ]

[ 重点施策 ]

[ 具体的施策 ]

誰もが自分らしく輝けるまち 王寺

基本目標1  
男女共同参画についての理解・意識の醸成

基本目標2  
男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

基本目標3  
自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

基本目標4  
自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

男女共同参画の意識啓発や学習の推進

意識や行動の変容の促進

男性にとっての男女共同参画の推進

政策・方針決定の過程への女性の参画の促進

家庭や地域社会における男女共同参画の促進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の就労のチャレンジ支援

生涯を通じた心と体の健康支援(いきがいづくり)

情報化社会における男女の人権尊重

あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進

生活困窮を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

困難な問題を抱える女性への支援

- 啓発活動の実施
- 未就学児からの意識の醸成「絵本の読み聞かせ」
- 学校で育む男女共同参画の意識づくり

- 家庭、地域社会での固定観念払拭を目指した講演会の実施
- 町職員の固定観念払拭を目指した研修の実施

- 男性の家庭・地域社会における活躍
- 男性の育児・介護休業の取得準備啓発
- 男性の育児期間に向けたプログラムの提供

- 町審議会等への女性の参画促進
- 地域活動を含めて女性の登用(目標達成)

- 地域活動への女性の参画推進
- 女性活躍推進計画の実施
- 一般事業主の女性参画体制の計画策定を国・県とともに促進
- 防犯活動「見守り隊」参加促進
- 防災活動における女性参画の推進

- 家事男子応援(料理・整頓)の継続
- パパママクラス(乳児教育)の継続
- 父子健康手帳交付の継続
- 放課後児童クラブ(学童保育)の継続
- 町立幼稚園の預かり保育の継続
- 町立幼稚園の給食の継続
- ファミリー・サポート・センターの継続

- 起業や再就職がし易い環境づくり
- 男女賃金格差の解消の促進
- 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業への参加促進

- 就職に直結するデジタルスキルの取得促進
- 「就職支援セミナー、就職面接会」の情報提供の充実
- 就職氷河期世代への就労支援

- 生涯にわたる健康対策の推進
- 母子保健に関する健康支援
- 男性が定年後、孤立せず社会参画できる環境づくり
- 第3の居場所づくり(家庭でも、職場でもない居場所)

- オンライン化を用いた学校関連活動・行事への男性の積極的な参画
- 各種手続きのオンライン化の促進で働きながら社会活動に参画

- 暴力・ハラスメントを許さない意識の醸成
- 暴力や虐待防止に関する情報の提供

- 各種相談窓口との連携
- 高齢者、障害者、外国人、LGBTQであることで困難を抱える人々の社会参加支援
- ひとり親家庭への支援
- 女性の経済的自立

- 相談体制の充実
- 困難な問題を抱える女性の早期把握
- 切れ目のない支援の提供

●は、重点項目

## 7 具体的施策

取組	取組内容
相談体制の充実	女性が抱える困難な問題は多岐にわたることから、様々な問題に的確に対応できる専門スキルを身に付けた「女性相談支援員」を配置するため、女性相談に関する研修に積極的に参加するなど、人材育成に努めます。
困難な問題を抱える女性の早期把握	悩みを持った女性が気軽に相談に来れるよう、町広報紙やホームページ、SNS、窓口での周知、気軽に立ち寄れるイベントにおける声掛けなどを通し、総合相談窓口である王寺町こども家庭センター（王寺町女性ミライサポート）の周知に努めます。
切れ目のない支援の提供	困難を抱える女性が直面する問題は多岐にわたることから、町の支援だけでは対応しきれないケースも考えられるため、県や民間団体と連携を密に図り、支援ネットワークを構築します。

## 8 成果指標案

成果指標	令和7年度（実績）	令和14年度（目標）
① 女性相談支援員の配置人数	0人	1人
② 女性相談に関する研修参加回数	7回予定	10回
③ 相談窓口に関する広報の実施回数	2回	4回
④ 困難な女性支援対策会議実施回数	0回	1回以上

## 9 困難な問題を抱える女性への支援体制について

### 奈良県の体制

女性相談支援センターを中心に、児童相談所、女性センター、（令和8年4月から県民くらし相談センターに集約される予定）、※スマイルセンター（同左）、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等と相互に連携し、段階的かつ重層的な支援を実施する体制の整備に取組まれています。

※ 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方、離婚を考えている方を支援するための、奈良県・奈良市を実施主体とする機関のこと。

### 町の支援体制

関係部署や関係機関が困難な問題を抱える女性への支援についての理解を深めるとともに、こども家庭センターを中心に相互に連携し、必要とする人に最適な支援が届く体制を整備します。

### 民間支援団体との連携体制

民間支援団体等が独自で築いてきたネットワークや支援についての知見などの強みを相互に理解し、連携協力して支援を実施します。

## 10 王寺町における「困難な問題を抱える女性への支援」のための相談窓口

まずは、ご相談ください。

【王寺町女性ミライサポート】  
王寺町こども家庭センター  
0745-33-1700

緊急時は  
110番もしくは  
西和警察署 0745-72-0110